

第6回川口市市民投票条例策定委員会 会議録

会議の名称	第6回 川口市市民投票条例策定委員会
開催日時	平成24年6月1日(金)午後6時30分から午後8時45分
開催場所	キュポ・ラム4階 会議室1、2
出席者	(委員長)金井委員長 (副委員長)三宅副委員長、齋藤副委員長 (委員)小森委員、水野委員、松本委員、駒見委員、山野委員、 藤波委員、加藤委員、稲川委員、芝崎委員、板橋委員、 近藤委員
会議内容	素案について 今後の予定について
会議資料	1 重要項目 「その他市民投票の実施に関し必要な事項」
発言内容	<p>1 開会(午後6時30分) 事務局 それでは、これより第6回川口市市民投票条例策定委員会を開会する。 本日の出席者は14名であるので、川口市市民投票条例策定委員会条例第7条第2項の規定により、この会議は成立している。 傍聴希望者が1名いるので入室していただく。 (机上配付の資料確認)</p> <p>2 素案について 委員長 本日の議事について、事務局から説明をお願いしたい。</p> <p>事務局 本日は重要項目 投票及び開票の方法として、1投票の形式、2投票の期日、3投票の方法、4無効投票についてご検討いただきたい。 なお今回の項目については、投票しやすく、投票者の意思が明確に表れる方式であることを重視し、素案を策定している。</p> <p>委員長 ご意見、質問をお願いしたい。</p> <p>委員 1投票の形式については、素案のとおり二者択一の形式がよい。それ以上選択肢があると、投票者が迷う可能性がある。</p>

委員

結果に疑義が生じない二者択一がよい。

委員

建物を建てることについて考えると、素案の考えは、A という場所に建てるか B という場所に建てるかということではなく、A に建てるか否かという選択肢になるということか。

事務局

そうである。提示する案は1つである。

委員長

「A がいいか」という1つの問いかけに対して賛否を問うものである。「A がいいか、B がいいか」について問われるとA も B も否定する第三の選択肢が生じてしまい二者択一ではなくなってしまう。

副委員長

川崎市の規定はどこが異なるのか。

事務局

川崎市住民投票条例第20条第3項では、「付議事項に賛成するときは投票用紙に印刷された賛成の文字を囲んで の記号を自書し、付議事項に反対するときは投票用紙に印刷された反対の文字を囲んで の記号を自書し」という規定であり、実質的に二者択一と同じである。

委員長

最高裁判所の裁判官国民審査では最高裁判所の裁判官にふさわしくない場合×をつける形式なので、×をつけないことが、その裁判官を認めるという意を示すことになるが、川崎市や素案では二つの選択肢のどちらかにをつけるという形式である。

委員

選挙で選ばれた市長と議会が議論をし尽くし、最終的に住民投票で市民に問うものである。そのようなプロセスの中で か×か二つの選択肢に絞り込まれているはずであるため、二者択一に賛成である。

委員

1つの事柄について賛否を問う際に、例えば「市庁舎を建てることについて か×か問う」と「建てないことについて か×か問う」のでは、市民が受けるイメージが異なってしまうのではないか。

委員長

議題について十分議論した後に、市民投票にかけると想定されるため、問いかけ方によって市民の意向は左右されるものではないのではないかと。二者択一という紛れのない選択をする形式ということによろしいか。

【承認】全員異議なく承認

委員長

2投票の期日についてはどうか。

委員

市長から選挙管理委員会に通知のあった日から起算して、30日を経過した日から90日を超えない範囲内で投票日を定める、としているのは、どのような趣旨からか。

事務局

多くの市では定めていない最短の期間の規定を設けたのは、投票の準備に要する期間と投票運動の期間を確保することを考慮したものである。

90日については、他の選挙が急に実施される場合、投票日を変更することができるとしたため、議会の解散後40日以内に選挙を行うといった公職選挙法の規定に対応できるように定めたものである。

副委員長

90日については、選挙権を持つ者は三ヶ月以上市町村の区域内に住所を有する者であるから、選挙運動が十分にできるようにということと住民票を移せないようにということもあるのではないかと。

委員

30日が投票準備期間のためとすると、選挙管理委員会自身が投票の期日を定めることができるのであるから、あえて規定しなくてもよいのではないかと。30日ではなく20日ぐらいでもよいのではないかと。

委員

議員に立候補した経験からいうと、選挙期間は90日でも少なく感じる。30日は選挙の準備に必要であり、選挙管理委員会の準備も十分行って欲しいので、30日という規定はあったほうがよい。

副委員長

素案の第8条2項で、投票日について、投票日の7日前までに告示しなければならないという規定があるため、30日という規定がなくても、実質的に7日が最短期間ということか。

事務局

そのとおりである。

委員

市民投票にまでかけることとなった議題となると、重大な問題であることが想定される。そのようなことを7日間では決められないのではないか。

副委員長

逆に市民投票まで議論を重ねた議題であるため、意思決定するまでに日数がいらぬとも考えられる。

委員

投票率をあげるためにも、30日という期間が必要ではないか。

委員長

すでに議論を尽くしているため日数が短くてよいという考え方と、今まで議論に含まれなかった人に投票してもらうため長い日数が必要という考え方が出ている。

委員

人に周知するのは難しい。議論を重ねたことを周知する期間としても30日という規定は必要である。

副委員長

30日を経過した日という規定は、地方自治法の第261条第3項の特別法についての規定を参考にしているのか。

事務局

参考にしていない。

委員

同日投票について、第8条の、ただし書きで他の選挙が行われるとき投票日を変更することができるという規定があるが、宮古市のように同日投票を制限し、他の選挙の投票日以外の日でなければならないと定めてはどうか。

事務局

同日投票であれば選挙経費の節減が見込まれるメリットがある一方、デメリットとして選挙では公職選挙法の規定により、一定の政治活動が禁止されることから、市民投票の投票運動に支障を来たす恐れがある。

選挙と市民投票で争点が重なり、公職選挙法に抵触する可能性があるため投票日をずらしたほうが適当であるとされる場合などには、投票日を変更することができるという規定をしている。

委員

選挙管理委員会としては同日投票がよいのか、異なる日にしたほうがよいのか。

事務局

異なる日のほうが混乱が生じにくい。

委員

例えば×を記入する最高裁判所の裁判官国民審査と、○を記入する市民投票を同時に行うと混乱するのではないか。選挙とは、別の日にしたほうがよい。

副委員長

例えば市議会議員選挙と市民投票が同日であるとする、議員の活動のどこまでが、どちらの投票のための活動かわからなくなる。

事務局が説明した公職選挙法の規定とは具体的にどのようなものか。

事務局

例えば、市民投票では戸別訪問を行えることを想定しているが、選挙では禁止されている。

副委員長

選挙と市民投票が重なる際に、戸別訪問をすると公職選挙法に触れる可能性があるのは確かだが、グレーゾーンができるということで、それぞれの場合分けができるのではないか。

事務局

この戸別訪問は市民投票のためと明確にできるのならばよいが、選挙のための活動ではないかと疑われ、市民投票のための活動が自由にできなくなる可能性がある。

事務局

公職選挙法では、候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日まででなければ選挙運動をすることができない。素案をみると選挙管理委員会の告示日以降でないといけないのではないか。

委員長

選挙では、確かにそうだが、この条例では異なる。市民投票については、投票のための運動は、長期に渡って可能であるが、選挙の活動であるとみなされると公職選挙法違反になる。投票日が同日だけでなく、近い日にちであると、公職選挙法に抵触する可能性が高くなる。

また市議会議員選挙や、市長選挙であると、その選挙活動が市民投票のテーマと密接に関わる確率が高くなる。

副委員長

地方選挙のみ、テーマが市民投票と重なる可能性が高いので、投票日をずらすと規定するのはどうか。

委員長

期日については30日を経過した日から90日という意見が大半である。同日投票については規定が難しい。

委員

第8条のただし書きの場合、投票日を変更できるとあるが、これは、変更する際に、前段の「通知のあった日から起算して30日を経過した日から90日を超えない範囲内」という規定も外して変更できるということか。条例を読み取る際に、疑義が生じ得るのではないか。

委員長

「通知のあった日から起算して30日を経過した日から90日を超えない範囲内」という期間の枠内でのみ、投票日を変更できるという理解に疑義が生じないような条文に修正が必要である。

委員

経費の点では、一般の選挙の費用は国や県が負担するのではないか。

事務局

国政の選挙や県知事の選挙などは国や県が費用を負担する。市で負担する選挙は市長選、市議会議員選挙、農業委員会委員選挙のみである。

そのため、市民投票を別の日に行うより、同日にしたほうが、経費はかからない。

委員長

しかし、経費区分に関しても、国費・県費と市費とで、混同と混乱が生じ得る。

副委員長

投票所に市民投票のために入ることは、20歳以上の有権者が市民投票の有資格者であるため問題は生じないが、通常選挙と同日に行うとなると、投票場所を分けなければならないのか。

事務局

いわゆる二票選挙であり参議院議員選挙で選挙区と比例代表を行うように、まず1枚の投票用紙を受け取り投票した後、つぎの用紙をもらって、別の投票箱に投票するという形になる。

委員長

事務手続きとしては、そのようになるかもしれないが、法的に問題が

ないのか。公職選挙の投票所の空間に、別の異物が存在することになりはしないか。

事務局

選挙人、投票所の事務に従事する者、投票所を監視する職権を有する者又は当該警察官でなければ、投票所に入ることができないが、別の投票箱を置くことが違法かどうかは、今判断できない。

委員長

この点については、事務局で細かい点を検討していただくこととする。

事務局

今回の投票運動という項目で、または全体を検討する際に議論していただきたい。

委員長

市長の選挙管理委員会への通知から30日を経過した日から90日を超えない範囲内で、市民投票を行うということについては、合意が得られたようである。

他の選挙と同日に実施することについては、事務局と選挙管理委員会にさらに整理していただく。

3投票の方法についてはどうか。

委員

一般の選挙では、開票の立会人がいるが、市民投票でも立会人はいるのか。また、どのように選ぶのか。

事務局

条例で立会人をおくことについて定め、規則で公平に選ぶしくみを規定する予定である。

委員長

選挙であれば公職の候補者あるいはその関係者が、相互に衆人監視するため公正に行えるが、市民投票では誰が賛成か反対か不明であるため、立会人の選定が難しい。

これは開票についての話であるため、次回までに事務局で市民投票を行

った自治体で、どのように立会人を選定したのか調査していただきたい。
3 投票の方法について、ご意見をお願いしたい。

委員

素案に賛成である。

委員長

点字投票については、どうするのか。

事務局

素案を作成した際には、 を記入するという形式であるため、点字は想定していなかったが、表現の仕方等について検討し、条例または規則で点字投票を可能と規定したい。

委員長

3 投票の方法については、素案に点字投票を盛り込むとして、4 の無効投票についてはどうか。

副委員長

点字投票の場合、無効票をどのように表現するのか。

委員

白紙投票も無効としてよいのか疑問である。

事務局

無効投票については、選挙と同様に区別を行う予定である。

委員長

条例は投票の形式を二者択一としている。白紙投票を第三の選択肢と斟酌することはできない。

委員

市民投票は市長と議会が議論をし尽くして二つの選択肢に絞りこみ市民に諮るという趣旨であり、第三の選択肢があるとすると、それまでの経緯が全否定されたということになる。白紙投票は無効にするべきである。

副委員長

白紙投票と所定の記号・文字を自書しないということは同じであるため、自書については載せないといった説明が以前あったと思うが。

事務局

当初はそのような想定であったが、調査するとスタンプを押すという可能性もあるため、「」の記号を自書しないもの」という規定も載せたい。スタンプは認めないという趣旨である。

委員長

今までの議論をまとめると基本的には素案のとおりである。

1 投票の形式については、二者択一で賛否を問う形式にする。

2 投票の期日については、選挙管理委員会への通知があった日から起算して30日を経過した日から90日を超えない範囲内で行う。ただし条文の書き方として、他の選挙により投票日を変更する場合も、その期間の範囲内で行うということに疑義が生じない書き方に修正しなければならない。

他の選挙と同日に行うことをどう考えるかについては、事務局に整理していただき次回以降改めて議論するものとする。

立会人については、事務局に他市の事例を調査していただく。

3 投票の方法については、素案に追加して点字投票も可能とする。点字投票についてどのように表現するか事務局に検討していただく。

4 無効投票については、素案に追加して、「」の記号を自書しないもの」という規定も条例に載せるとのこと。

このようなまとめでよろしいか。

【承認】全員異議なく承認

3 今後の予定について

委員長

今後の日程は、どうか。

事務局

第9回は9月25日から27日までの間で、ご検討いただきたい。事務局としては26日でお願いしたい。

	<p>【承認】全員異議なく承認</p> <p>委員長 それでは、9月26日（水）に開催する。</p> <p>4 次回検討課題について 事務局 今回の検討事項は、今まで審議していない項目のうち重要なものをまとめた「その他市民投票の実施に関し必要な事項」であり、項目は「情報の提供」、「投票運動」、「成立要件」、「結果の尊重」の4つである。</p> <p>5 閉会（午後8時45分） 委員長 では本日の委員会は、以上で閉会とする。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p>次回以降日程</p>	<p>次回 6月27日 午後6時30分から キュポ・ラM4階会議室1</p> <p>次々回 8月2日 午後6時30分から 西公民館講座室</p> <p>その次の回 9月26日 午後6時30分からキュポ・ラM4階会議室1</p>